

京都市告示第 392 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成20年2月21日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
渡辺医院	下京区立売中之町92番地 AOKIビル7F	平成19年11月1日
澤井医院	伏見区日野馬場出町9番地の2	平成20年1月5日
ふくだ耳鼻咽喉科クリニック	山科区御陵四丁野町54番地の3	平成20年2月1日
わだ歯科クリニック	中京区壬生仙念町9番地 西院ホームズA棟1階	平成20年1月1日
林歯科診療所	下京区朱雀宝蔵町14番地	平成20年2月1日
アイセイ薬局 千本今出川店	上京区今出川通千本西入南上善寺町165番地 グランドパレス北野東1階	平成20年1月1日
めぐみ薬局	右京区西院高山寺町11番地の1	平成20年1月1日
すみれ薬局久我東店	伏見区久我東町1番地の4	平成20年1月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)